

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物	取扱
令2の4第1号	廃油 (産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)	○
令2の4第2号	廃酸 (水素イオン濃度指数 (pH) 2. 0以下のもの)	○
令2の4第3号	廃アルカリ (水素イオン濃度指数 (pH) 12. 5以上のもの)	○
令2の4第4号	感染性産業廃棄物	×
	特定有害産業廃棄物	
イ	廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等 【東日本油化工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版	×
ロ	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用	×
ハ	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 処理物 は無効。	×
ニ	廃水銀等	×
ホ	指定下水汚泥 「① 許可内容を確認する為の閲覧」	×
ト	廃石綿等 「②当社と締結した収集運搬委託契約に添付する許可証の写しの	○
	廃棄物(複写・保存)	
	燃え殻	
	汚泥	
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	銻さい	
	ばいじん	
	有害物質名	
	水銀又はその化合物	— ○ — × × × ×
	カドミウム又はその化合物	○ ○ — × × × ×
	鉛又はその化合物	○ ○ — ○ ○ × ×
	有機燐化合物	— ○ — × × — —
	六価クロム化合物	○ ○ — × × × ×
	砒素又はその化合物	○ ○ — × × × ×
	シアン化合物	— × — × × — —
へ・チ・ル	PCB	— × — × × — —
	トリクロロエチレン	— ○ ○ ○ ○ — —
	テトラクロロエチレン	— ○ ○ ○ ○ — —
	ジクロロメタン	— ○ ○ ○ ○ — —
	四塩化炭素	— ○ ○ ○ ○ — —
	1・2-ジクロロエタン	— ○ ○ ○ ○ — —
	1・1-ジクロロエチレン	— ○ ○ ○ ○ — —
	シス-1・2-ジクロロエチレン	— ○ ○ ○ ○ — —
	1・1・1-トリクロロエタン	— ○ ○ ○ ○ — —
	1・1・2-トリクロロエタン	— ○ ○ ○ ○ — —
	1・3-ジクロロプロパン	— ○ ○ ○ ○ — —
	チウラム	— × — × × — —
	シマジン	— ○ — ○ ○ — —
	チオベンカルブ	— ○ — ○ ○ — —
	ベンゼン	— ○ ○ ○ ○ — —
	セレン又はその化合物	× × — × × × ×
	1・4-ジオキサン	— × × × × — ×
	ダイオキシン類	○ ○ — × × — ×
令2の4第6号	ばいじん (輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)	×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻 (輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×
令2の4第8号	汚泥 (輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×
令2の4第9号	ばいじん (輸入廃棄物)	×
令2の4第10号	燃え殻 (輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×
令2の4第11号	汚泥 (輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×
備考		

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの